

総合評価落札方式における有害鳥獣捕獲への協力活動(シカ対策)の評価基準

東北森林管理局

対象となる活動

評価の対象とするのは、過去1年間において国・地方公共団体等が行う有害鳥獣捕獲(シカに限る。)にボランティアで以下の活動を行った場合

- ・ハンター等が通行する林道・歩道等の整備
- ・勢子や安全対策として見張り
- ・物資等運搬に必要な車両を無償提供
- ・農地・果樹園・その他地域の周辺にくくり罠を設置
- ・放置されている残滓の処理
- ・国・地方公共団体・猟友会でシカ捕獲のための現地調査等への協力

対象とならない活動

直接的なボランティア活動と認められない活動

- ・地方公共団体等にシカ対策費として寄付
- ・猟友会に金を支払ってシカ捕獲を依頼
- ・従業員が個人的にシカ捕獲、またはシカ被害対策活動に参加
- ・事業者が有害鳥獣駆除の助成金等を受ける目的でシカ捕獲

証明のための書類等

「協力要請文」及び「活動報告書」、「礼状」、「感謝状」、その他活動概要を証明するもの。事業者自らが活動状況を撮影した写真(事業者名、活動内容がわかるもの)でも可